

令和7年12月

大東市議会

定例月議会議案

提出

令和7年11月26日

もくじ

報告第 14 号	訴えの提起に係る専決処分の報告について-----	1
報告第 15 号	物損事故に係る専決処分の報告について-----	3
報告第 16 号	物損事故に係る専決処分の報告について-----	4
議案第 71 号	令和 7 年度大東市一般会計補正予算（第 3 次）について-----	別冊
議案第 72 号	令和 7 年度大東市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 次） について-----	別冊
議案第 73 号	令和 7 年度大東市介護保険特別会計補正予算（第 2 次）につ いて-----	別冊
議案第 74 号	令和 7 年度大東市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 2 次）について-----	別冊
議案第 75 号	令和 7 年度大東市移管市営住宅事業特別会計補正予算（第 2 次）について-----	別冊
議案第 76 号	令和 7 年度大東市水道事業会計補正予算（第 2 次）について-----	別冊
議案第 77 号	大東市固定資産評価審査委員会委員の選任について-----	5
議案第 78 号	人権擁護委員の候補者の推薦について-----	6
議案第 79 号	人権擁護委員の候補者の推薦について-----	7
議案第 80 号	人権擁護委員の候補者の推薦について-----	8
議案第 81 号	市道路線の認定について-----	9
議案第 82 号	市道路線の変更について-----	10
議案第 83 号	諸福小学校長寿命化改良工事請負契約の変更について-----	11
議案第 84 号	大東市営大東深野住宅、大東市営大東寺川住宅、大東市営大 東北新町住宅及び大東市営大東南郷住宅の指定管理者の指定 について-----	12
議案第 85 号	大東市公民連携事業の実施に関する方針の策定について-----	13
議案第 86 号	大東市長の内部組織の設置及び分掌事務に関する条例の一部 を改正する条例について-----	23
議案第 87 号	大東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に 関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について-----	25

議案第 88 号	大東市立老人福祉施設条例及び大東市立総合福祉センタ一条 例の一部を改正する条例について-----	29
議案第 89 号	大東市立自動車駐車場条例の一部を改正する条例について-----	31
議案第 90 号	大東市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について-----	33
議案第 91 号	大東市都市公園条例の一部を改正する条例について-----	40
議案第 92 号	大東市地域広場条例の一部を改正する条例について-----	47
議案第 93 号	大東市準用河川の占用料の徴収に関する条例の一部を改正す る条例について-----	52
議案第 94 号	大東市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一 部を改正する条例について-----	55

訴えの提起に係る専決処分の報告について

家屋明渡等請求事件に係る訴えの提起について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年11月26日提出

大東市長 逢坂伸子

<専決処分そのI>

- | | |
|----------|---|
| 1 専決処分の日 | 令和7年8月26日 |
| 2 事件名 | 枚方簡易裁判所令和7年(ハ)第294号
家屋明渡等請求事件 |
| 3 訴えの相手方 | [REDACTED]
[REDACTED] |
| 4 訴訟物の価格 | 金837,908円 |
| 5 請求の趣旨 | (1) 建物を明け渡せ。
(2) 102,610円及び令和7年1月11日から同年3月31日まで月額132,660円の割合による金員、令和7年4月1日から本件建物明渡済に至るまで月額136,270円の割合による金員を支払え。
(3) 訴訟費用は、被告の負担とする。 |
| 6 訴えの理由 | 長期にわたり市営住宅家賃等を漫然と滞納したため。 |

<専決処分そのII>

- | | |
|----------|-----------|
| 1 専決処分の日 | 令和7年8月26日 |
|----------|-----------|

2 事 件 名 枚方簡易裁判所令和7年(ハ)第295号
家屋明渡等請求事件
3 訴えの相手方
[REDACTED]
[REDACTED]
4 訴訟物の価格 金1,168,413円
5 請 求 の 趣 旨 (1) 建物を明け渡せ。
(2) 211,870円及び令和7年3月26日から同月31日
まで月額137,730円の割合による金員、令和7年4月
1日から本件建物明渡済に至るまで月額140,830円の
割合による金員を支払え。
(3) 訴訟費用は、被告の負担とする。
6 訴 え の 理 由 長期にわたり市営住宅家賃等を漫然と滞納したため。

物損事故に係る専決処分の報告について

物損事故に係る損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年11月26日提出

大東市長 逢坂伸子

- | | |
|------------|---|
| 1 専決処分の日 | 令和7年8月29日 |
| 2 損害賠償の相手方 | [REDACTED]
[REDACTED] |
| 3 損害賠償の額 | 金158,059円 |
| 4 損害賠償の理由 | 令和7年7月10日大東市立四条中学校の運動場において、同校野球部の練習中に打球が防球ネットを越え、同校南側の隣接地に駐車していた相手方自動車に当たり、当該自動車を損傷させたので、これに対する損害を賠償するため。 |

報告第16号

物損事故に係る専決処分の報告について

物損事故に係る損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年11月26日提出

大東市長 逢坂伸子

- | | |
|------------|---|
| 1 専決処分の日 | 令和7年9月30日 |
| 2 損害賠償の相手方 | [REDACTED]
[REDACTED] |
| 3 損害賠償の額 | 金49,500円 |
| 4 損害賠償の理由 | 令和7年7月28日相手方が所有する屏風について、大東市文化財保護審議会の委員が文化財としての価値を調査していたところ、当該委員が転倒し、屏風に接触したことにより、屏風の一部を損傷させたので、これに対する損害を賠償するため。 |

大東市固定資産評価審査委員会委員の選任について

大東市固定資産評価審査委員会委員 橋本 正幸氏の任期が、令和8年3月23日満了するにつき、同氏を再度選任いたしたく、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和7年11月26日提出

大東市長 逢坂伸子

住 所 [REDACTED]
氏 名 橋 本 正 幸
生年月日 [REDACTED]

公 職 歴

昭和53年 4月	～ 平成16年 3月	大東市奉職
平成19年 5月	～ 令和 7年 5月	保護司
平成23年 3月	～ 現在	大東市固定資産評価審査委員会委員

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員 加戸 夕起子氏の任期が、令和 8 年 6 月 30 日満了するにつき、法務大臣に対し、同氏を再度推薦いたしたく、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 7 年 11 月 26 日提出

大東市長 逢坂伸子

住 所 [REDACTED]
氏 名 加戸 夕起子
生年月日 [REDACTED]

公 職 歴

平成 13 年 12 月	～	平成 19 年 11 月	民生委員
平成 13 年 12 月	～	平成 19 年 11 月	児童委員
平成 17 年 7 月	～	現在	人権擁護委員

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員 松川 正義氏の任期が、令和 8 年 6 月 30 日満了するにつき、法務大臣に対し、同氏を再度推薦いたしたく、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 7 年 11 月 26 日提出

大東市長 逢坂伸子

住 所

[REDACTED]

氏 名

松川 正義

生年月日

[REDACTED]

公 職 歴

昭和 50 年 7 月 ~ 平成 28 年 3 月 大東市奉職

平成 29 年 7 月 ~ 現在 人権擁護委員

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員 竹原 清司氏の任期が、令和8年6月30日満了するにつき、法務大臣に対し、同氏を再度推薦いたしたく、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和7年11月26日提出

大東市長 逢坂伸子

住 所

[REDACTED]

氏 名

竹原 清司

生年月日

[REDACTED]

公 職 歴

平成28年 5月 ~ 現在 保護司

令和 5年 7月 ~ 現在 人権擁護委員

議案第 81 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、次のとおり路線を認定することについて、議会の議決を求める。

令和 7 年 1 月 26 日提出

大東市長 逢坂伸子

認定する路線

深野二丁目 6 号線 (起点) 大東市深野二丁目 200 番 6 先
(終点) 大東市深野二丁目 200 番 14 先

理由

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条の規定により築造された開発道路を市道として認定するため。

議案第82号

市道路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、次のとおり路線を変更することについて、議会の議決を求める。

令和7年11月26日提出

大東市長 逢坂伸子

変更する路線

北条四條畷北線 新（起点）大東市学園町12番先
(終点) 大東市学園町256番1先
旧（起点）大東市学園町12番先
(終点) 大東市学園町216番4先

理由

市道路線の一部を売却することに伴い、終点を変更するため。

議案第 83 号

諸福小学校長寿命化改良工事請負契約の変更について

令和 6 年 9 月 27 日付け議案第 70 号をもって議決された諸福小学校長寿命化改良工事請負契約を次のとおり変更する。

令和 7 年 1 月 26 日提出

大東市長 逢坂伸子

契約の金額中「2, 055, 900, 000 円」を「2, 113, 687, 400 円」に改める。

理由

変更しようとする契約が、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 7 号）第 2 条に定める議会の議決に付すべき契約の要件（予定価格の金額が 1 億 5, 000 万円以上の工事の請負に係るものであること。）に該当するため。

議案第84号

大東市営大東深野住宅、大東市営大東寺川住宅、大東市営大東北新町住宅及び大東市営大東南郷住宅の指定管理者の指定について

大東市営大東深野住宅、大東市営大東寺川住宅、大東市営大東北新町住宅及び大東市営大東南郷住宅の指定管理者として次の者を指定いたしたく、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月26日提出

大東市長 逢坂伸子

1 公の施設の名称	大東市営大東深野住宅 大東市営大東寺川住宅 大東市営大東北新町住宅 大東市営大東南郷住宅
2 指定管理者	大阪市阿倍野区阿倍野筋一丁目1番43号 近鉄住宅管理株式会社
3 指定の期間	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第 85 号

大東市公民連携事業の実施に関する方針の策定について

大東市公民連携事業の実施に関する方針を次のとおり策定することについて、大東市議会の議決すべき事件を定める条例（平成 25 年条例第 24 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 1 月 26 日提出

大東市長 逢坂伸子

理由

諸福児童センター跡地活用事業について、公民連携事業として実施するため。

大東市公民連携事業の実施に関する方針（案）
（諸福児童センター跡地活用事業）

第1. 特定公民連携事業の選定に関する事項

1. 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

諸福児童センター跡地活用事業（以下「本事業」という。）

(2) 事業の対象施設、対象地

施設名：諸福児童センター跡地（現：From Earth Kids、以下「本施設」という）

所在地：大阪府大東市諸福1丁目12-12

(3) 公共施設等の管理者等の名称

大東市長 逢坂 伸子

(4) 施設の概要

本施設は、大東市（以下「市」という。）が整備し、平成25年3月まで、市に居住する就学始期から満18歳未満の児童の健全な育成を図る児童センターとして、活用していた。

その後、「大東市公民連携に関する条例」に基づく民間提案制度を通じた事業提案を受け、特定公民連携事業審査会による審査、並びに議会による方針案の議決を経て、特定公民連携事業「From Earth Kids（第1期）」を開始した。第1期事業では、令和3年3月～令和8年2月の契約期間を設け、土地建物賃貸借契約の上、現在までの約5年間にわたり、株From Earth Kidsと公民連携によるまちづくりを実施してきた。

(5) 市の状況等

市は「第5次大東市総合計画（令和3年3月策定、以下「総合計画」という。）」において、子育てしている世代（これから子育てしようとしている世代）、及び仕事をしている世代（これから仕事をしようとしている世代）をメインターゲットとし、人口流入・定住促進の施策を更に強化しながら、大東が選ばれるための取組みを推進し、社会増を図ること、加えてシビックプライドの醸成や主体的な選択を後押しできる環境の整備により、出産の希望の実現を推進し、自然増を図ることを掲げている。

また、「第2期大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和3年3月策定、以下「総合戦略」という。）」を策定し、上記の総合計画と併せ、“幸せデザイン大東”として取りまとめた。この総合戦略においても、総合計画と同様に、「出産や子育ての安心と魅力の創出」を重点分野の一つとして掲げるとともに、ブランドメッセ

ージとして、「子育てするなら、大都市よりも大東市。」を打ち出している。取組みの方向性では、「子育て」だけではなく、子ども自身の発育や発達に目を向けた「子育ち」についても言及し、これをサポートしていくこととしている。

更に、総合戦略の基本的な考え方において、市民や民間を主役に据えること、としていることから、「大東市公民連携基本計画」を策定し、民間主導の公民連携手法を導入することによる、市民サービスの水準向上、地域経済の循環、公的負担の抑制により地域価値の向上に取り組んでいるところである。

本施設を含む諸福地域については、第1期事業実施時点で、小さい子を持つ子育て世帯が流入傾向にある一方、高校・大学進学時の子を持つ子育て世帯が流出傾向にあること、地域に転入した新しい世代と現住民との交流促進、女性が働きたいと思える職場が不足していることなど、子育て世代及びこれから子育てを考える世代の定着に向けた課題を抱えていたことが確認されている。

これを受け、第1期事業では、複合施設として、子育てに関する様々な取組みを実施し、学びの提供や家庭での負担軽減を図るとともに、民間事業者による自主開催のイベントや一時預かり等を実施することで、子ども同士だけでなく、親や地元企業との関わりの場を創出してきた。

現在、諸福地域の年少人口については、諸福地域を除く市全域の減少率と比べて、高い維持率を見せていることから、潜在的な需要が比較的高いことが期待される。しかし、まだ増加傾向には転じていないことや、上記の背景から、いまだ人口流出と人口流入が共に発生している状態にあることも推察される。近年の行財政運営の状況や資産経営の考え方から、新たな施設整備を行うことには慎重な議論が求められ、現在も、諸福地域は市ほか地域に比べて、まちでの子育てに安心感をもたらす支援施設や学びの施設、子や親のコミュニティ醸成を助ける公共施設が少ない。

以上のことから、諸福地域は第1期事業開始時から継続して、いまだ子育て世代及びこれから子育てを考える世代の定着に向けた課題を抱えていると考えられる。また、市ほか地域に比べ公共施設が不足していることによる、子どもや親の様々な機会損失も懸念される。

そのため、これらの課題を解決し、市民サービスの充実、公的負担の抑制、地域経済の循環を同時に実現することができる、公民連携手法を用いた事業構築が求められる。

（6）基本方針・ターゲット

本事業の基本方針とターゲットは第1期事業から継続、発展させ、次のとおりとする。

基本方針

○子どもの未来の可能性を広げる居場所づくり

- ・持続的、自立的な地域教育の醸成に資する取組みの実施
- ・学校教育と連携した付加価値の高い教育サービスの提供

○職住楽が超近接した新しいライフスタイルの創出

- ・新たなチャレンジ、しごとが生まれる場の創出
- ・周辺空き家や公園と連動した良質な住環境の創出
- ・子どもも大人も楽しめるコンテンツの導入

○周辺事業及び団体と連携した多世代コミュニティの場

- ・幼、保、小、中、老と連携した交流的プログラムの実施

ターゲット

子どもとその保護者をきっかけに地域の大人、高齢者まで幅広く対象

（7）事業の選定方法等

本実施方針について、大東市特定公民連携事業審査会へ諮問、答申を受け、大東市議会の議決を経て決定する。

（8）事業実施に関する条件

- ① 上記の（6）に示した本事業の基本方針・ターゲットを踏まえ、事業を構築すること
- ② 関係法令を遵守すること
- ③ 「大東市総合計画」、「大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略」等、市の政策と方向性に合致する内容であること
- ④ 「大東市公民連携に関する条例」に定める公民連携事業の要件（複数の地域経営の課題解決、地域の価値向上、地域経済の発展及び循環、公的負担の軽減、自立的かつ持続可能な事業）を満たす提案内容とすること
- ⑤ 第1期事業における、既存の施設及びサービスの利用者にとって著しい不利益が生じることのないような提案内容とすること

（9）事業者への建物・土地の貸付

- ① 本事業対象建物
 - ・建築年：昭和59年3月
 - ・耐震性有

- ・鉄筋コンクリート 2階建て
 - ・地上 2階
 - ・最高地上 9.3m
 - ・既存建物：昭和 58 年 7 月 22 日 確認済
- 昭和 59 年 3 月 22 日 検査済証発行

② 本事業対象土地

- ・敷地面積：1,260 m² 延床面積：560.5 m² (1階：272.1 m²、2階：288.4 m²)
- ・用途地域：第2種住居地域 第2種中高層住居専用地域

③ 契約手法：普通財産賃貸借契約

④ 貸付期間：最長 5 年とし、希望に応じて設定

(契約更新は、外部有識者や市民等で構成される特定公民連携事業評価委員会による評価等を踏まえ、継続性を判断)

⑤ 貸付金額：月額 金 225,000 円 (税抜) (不動産鑑定に基づく評価額)

(10) 事業手法

基本協定締結後、賃貸借契約の締結を経て、市が施設を貸付し、民間事業者が事業を実施するものとする。

なお、基本協定の締結にあたっては、市は事業予定者と事業内容、賃貸借契約等の具体的な内容、費用の負担等に関して協議の上、行うものとする。

また、貸付にあたって発生する整備等の費用については、両者協議の上、「役割分担表」を別途定めることとする。原則、市で施設運営に係る基礎工事（給排水、電気、衛生設備、既存の空調設備等）を実施し、事業運営に係る内装等の工事・維持管理については、事業者負担とする。

第2. 特定公民連携事業推進法人の募集及び選定に関する事項

1. 特定公民連携事業推進法人の選定

(1) 選定方法

パートナーシップ方式※による非公募選定

※民間提案の内容に提案者の独自の発想を有するなど、提案自体に知的財産的なノウハウが認められる場合に、提案者を特定公民連携事業推進法人（事業実施者）とする方式。

（2）選定に関する事項

市議会への本事業に関する実施方針案の上程、議決後において、パートナーシップ方式により、大東市公民連携に関する条例第8条に基づく提案を行った民間事業者を特定公民連携事業推進法人（事業実施者）とする。

（3）スケジュール（予定）

令和7年9月30日：第1回特定公民連携事業審査会
令和7年12月：市議会における実施方針案の上程
令和7年12月：特定公民連携事業推進法人の決定（上記の議決後すぐ）
令和8年3月：事業開始（市と特定公民連携事業推進法人との協定締結後）

（4）事業実施者の備えるべき参加資格要件

以下のi～viiiの要件に該当しない者（参加要件は法人に限らず、任意団体でも可能）

- i. 入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。
- ii. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者。
- iii. 建設工事入札参加資格審査申請書（添付書類を含む）中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかった者。
- iv. 営業に関し必要な許可を受けていない者。
- v. 国税又は市税を滞納している者。
- vi. 経営状態が著しく不健全であると認められる者。
- vii. 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者。
- viii. 次に掲げる保険（以下「社会保険」という。）に事業主として加入していない者。
ただし社会保険について適用が除外されている者を除く。
 - ア. 雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険
 - イ. 健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険
 - ウ. 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険

（5）結果の公表方法

本事業に関する実施方針案の市議会における上程、議決後、市ホームページにて実施方針及び特定公民連携事業推進法人（事業実施者）を公表する。

（6）提出書類の取扱い

民間のノウハウの公開につながる情報については、公開しない。

第3. 民間及び市長等が担うべき役割及び責任等、特定公民連携事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1. 事業者の責任の明確化に関する事項

本事業の実施に際して想定されるリスクと当該リスクに対する責任分担は、両者協議の上、「リスク分担表」を別途定めるものとする。

2. 事業者の責任の履行の確保に関する事項

本事業を安定的かつ持続的に提供できるよう、定期的に本事業の評価を行うものとする。

第4. 特定公民連携事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1. 事業者に債務不履行の懸念が生じた場合

事業者は、本契約の履行に関して故意又は過失により市に損害を与えた場合は、賠償責任を負うものとする。

ただし、市が特別の事情があると認めたときは、市はその全部又は一部を免除することができる。

2. その他の事由により事業の継続が困難となった場合

事業者は、使用財産の管理運営上、事業者の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償する義務の割合を協議して、賠償するものとする。ただし、市の責めに帰すべき事項が認められる場合は、賠償義務の割合を協議して、賠償するものとする。

第5. その他必要な事項

【実施方針の問い合わせ先】

〒574-8555

大東市谷川1丁目1番1号

大東市役所 政策推進部 公民連携推進室

TEL:072-870-9623（直通）072-872-2181（代表）

FAX:072-872-2291

メール:sousei@city.daito.lg.jp

議案第 86 号

大東市長の内部組織の設置及び分掌事務に関する条例の一部を改正する条例
について

大東市長の内部組織の設置及び分掌事務に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 1 月 26 日提出

大東市長 逢坂伸子

理由

子育て支援体制の強化を図るため、母子保健に関する事務を福祉・子ども部の分掌する事務とすることに伴い、所要の改正を行うため。

大東市長の内部組織の設置及び分掌事務に関する条例の一部を改正する条例（案）

令和　年　月　日
条　例　第　号

大東市長の内部組織の設置及び分掌事務に関する条例（平成6年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第5項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

（6）母子保健に関すること。

第3条第6項第5号中「関すること」の次に「（母子保健に関するものを除く。）」を加える。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

大東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について

大東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 1 月 26 日提出

大東市長 逢坂伸子

理由

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 29 号）の施行に伴い、所要の改正を行うため。

大東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（案）

令和　年　月　日
条　例　第　号

（大東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第1条 大東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」に改める。

（大東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 大東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第13条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第24条第2項中「国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。」を「法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号。以下この項において「改正法」という。）附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下この項において「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第12条の5第3項に規定する事業実施区域であった区域（以下「事業実施区域」という。）内にある家庭的保育事業を行う場所にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。）又は当該事業実施区域に係る改正法附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有

するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士（以下「国家戦略特別区域限定保育士」という。）」に改める。

第30条第1項中「保育士」の次に「（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模保育事業所A型にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）」を加える。

第32条第1項中「保育士」の次に「（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模保育事業所B型にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）」を加える。

第45条第1項中「保育士」の次に「（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある保育所型事業所内保育事業所にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）」を加える。

第48条第1項中「保育士」の次に「（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）」を加える。

（大東市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 大東市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第14条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第23条第1項中「国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士」を「法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号。以下この項において「改正法」という。）附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下この項において「施

行日前国家戦略特別区域法」という。) 第12条の5第3項に規定する事業実施区域であった区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士又は当該事業実施区域であった区域に係る改正法附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士」に改める。

(大東市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 大東市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第10条第4項第4号を除き、」を削る。

第10条第4項第1号中「保育士」の次に「(法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律(令和7年法律第29号。以下この号において「改正法」という。)附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号。以下この号において「施行日前国家戦略特別区域法」という。)第12条の5第3項に規定する事業実施区域であった区域内にある放課後児童健全育成事業所にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士又は当該事業実施区域であった区域に係る改正法附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士)」を加える。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 88 号

大東市立老人福祉施設条例及び大東市立総合福祉センター条例の一部を改正する条例について

大東市立老人福祉施設条例及び大東市立総合福祉センター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 1 月 26 日提出

大東市長 逢坂伸子

理由

老人の福祉に係る施設が行う事業を現況に合わせて整理することに伴い、所要の改正を行うため。

大東市立老人福祉施設条例及び大東市立総合福祉センター条例の一部を改正
する条例（案）

令和　　年　　月　　日
条　例　第　　号

（大東市立老人福祉施設条例の一部改正）

第1条 大東市立老人福祉施設条例（昭和47年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条ただし書を削り、同条第2号中「レクリエーション」の次に「、介護予防活動」を加え、同条第3号を削り、同条第4号中「前3号」を「前2号」に改め、同号を同条第3号とする。

（大東市立総合福祉センター条例の一部改正）

第2条 大東市立総合福祉センター条例（昭和58年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第15条第2号を削り、同条第3号中「及びレクリエーション」を「、レクリエーション、介護予防活動」に改め、同号を同条第2号とし、同条中第4号を第3号とし、同条第5号中「前各号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とする。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第89号

大東市立自動車駐車場条例の一部を改正する条例について

大東市立自動車駐車場条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年11月26日提出

大東市長 逢坂伸子

理由

使用料の納入期限を変更することに伴い、所要の改正を行うため。

大東市立自動車駐車場条例の一部を改正する条例（案）

令和　年　月　日
条　例　第　　号

大東市立自動車駐車場条例（昭和56年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「前月の」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第7条第2項の規定は、令和8年4月1日以後の駐車場の使用に係る使用料の納入について適用し、同日前の駐車場の使用に係る使用料の納入については、なお従前の例による。

議案第 90 号

大東市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について

大東市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 1 月 26 日提出

大東市長 逢坂伸子

理由

道路の占用料の額を改定することに伴い、所要の改正を行うため。

大東市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（案）

令和　年　月　日
条　例　第　号

大東市道路占用料徴収条例（昭和33年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「のとおり」を「占用料の欄に定める額に、占用の期間を同表単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあっては100円とし、その額が100円以上である場合において10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げた額）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、占用の期間が1か月未満のものについての占用料の額は、別表占用料の欄に定める額に、占用の期間を同表単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の額に相当する額を加えた額（その額が100円に満たない場合にあっては100円とし、その額が100円以上である場合において10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げた額）とする。

第3条第2項中「占用期間が引続き」を「占用の期間が引き続き」に改める。

第4条の見出し中「免除」を「減免」に改め、同条中「により」を「に基づき」に改め、同条第1号中「かかる」を「係る」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるもの
別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

占用物件		単位		占用料（円）
		数量	期間	
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本	1年	2, 540
	第2種電柱			3, 900
	第3種電柱			5, 260

第1種電話柱			2, 270
第2種電話柱			3, 630
第3種電話柱			4, 990
その他の柱類			230
共架電線その他上空に設ける線類	1m	1年	23
地下電線その他地下に設ける線類			14
路上に設ける変圧器	1個	1年	2, 220
地下に設ける変圧器	占用面積 1 m ²	1年	1, 360
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個	1年	4, 530
郵便差出箱			1, 910
その他のもの	占用面積 1 m ²	1年	4, 530
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07m未満のもの	1m	96
	外径が0.07m以上0.1m未満のもの		140
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの		210
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの		280
	外径が0.2m以上0.3m未満のもの		410
	外径が0.3m以上0.4m未満のもの		550
	外径が0.4m以上0.7m未満のもの		960
	外径が0.7m以上1.0		1, 360

	m未満のもの			
	外径が1.0m以上のもの			2,720
法第32条第1項第5号に掲げる施設	上空に設ける通路	占用面積1m ²	1年	2,900
	地下に設ける通路			1,740
	その他のもの			4,530
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1m ²	1日	60
道路法施行令(昭和27年政令第479号)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるもの除外。)	一時的に設けるもの	表示面積1m ²	1月 580
		その他もの	表示面積1m ²	1年 5,790
道路法施行令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	路面を占用するもの	占用面積1m ²	1月	580
	上空を占用するもの			290
道路法施行令第7条第9号に掲げる施設	建築物	占用面積1m ²	1年	Aに0.010を乗じて得た額
	その他もの			Aに0.007を乗じて得た額
道路法施行令第7条第12		占用面積1m ²	1年	Aに0.025を乗じて得た

号に掲げる器具			額
---------	--	--	---

備考

- 1 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものをいい、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものをいい、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 2 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱のうち、電柱以外のものをいう。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものをいい、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものをいい、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外のものが、当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。
- 4 表示面積とは、看板の表示部分の面積をいう。
- 5 Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。
- 6 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが1m²若しくは1m未満であるとき又はこれらの面積若しくは長さに1m²若しくは1m未満の端数があるときは、1m²又は1mとして計算するものとする。
- 7 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が、1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割をもって計算し、1か月未満の端数があるときは1か月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1か月未満であるとき又はその期間に1か月未満の端数があるときは、1か月として計算するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、施行日以後の占用に係る占用料から適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。
- 3 施行日から令和10年3月31日までの間、次の表（以下「附則別表」という。）の占用物件の欄に掲げる物件を占用する場合における占用料の額は、改正後の別表の規定にかかわらず、それぞれ附則別表の期間の区分に対応する額とする。

占用物件	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで (円)	令和9年4月1日から 令和10年3月31日まで (円)
道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	2, 120
	第2種電柱	3, 240
	第3種電柱	4, 420
	第1種電話柱	1, 890
	第2種電話柱	3, 080
	第3種電話柱	4, 200
	その他の柱類	170
	地下電線その他地下に設ける線類	12
	路上に設ける変圧器	1, 610
	地下に設ける変圧器	1, 040
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	3, 250
	郵便差出箱	1, 370
	その他のもの	3, 250
法第32条第1項第2号に	外径が0.07m以上0.1m未満のも	110
		130

掲げる物件	の		
	外径が 0. 1 m以上 0. 1 5 m未満のもの	1 6 0	1 9 0
	外径が 0. 1 5 m以上 0. 2 m未満のもの	2 2 0	2 5 0
	外径が 0. 3 m以上 0. 4 m未満のもの	4 2 0	4 9 0
	外径が 0. 7 m以上 1. 0 m未満のもの	1, 0 4 0	1, 2 0 0
法第32条第1項第5号に掲げる施設	外径が 1. 0 m以上 のもの	2, 1 1 0	2, 4 2 0
	その他のもの	3, 2 5 0	3, 8 9 0
道路法施行令 (昭和27年 政令第479号) 第7条第1号に掲げる 物件	看板 (ア ーチであ るものを 除く。)	一時的に 設けるもの その他 の もの	4 2 0 5 0 0 4, 6 4 0 5, 2 2 0

議案第 91 号

大東市都市公園条例の一部を改正する条例について

大東市都市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 1 月 26 日提出

大東市長 逢坂伸子

理由

公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用する場合の使用料の額を改定することに伴い、所要の改正を行うため。

大東市都市公園条例の一部を改正する条例（案）

令和　年　月　日
条　例　第　号

大東市都市公園条例（昭和41年条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第16条関係）

都市公園使用料表

1 都市公園に公園施設を設け、又は管理する場合

使用の種類	単位（期間）	使用料の額（円）
土地	1月	当該土地の価格×(2.5／1000)× (当該土地のうち使用する部分の面積／ 当該土地の面積)
建物	1月	(当該建物の価格×(5／1000) + 当 該建物の敷地の価格×(2.5／100 0)) × (当該建物のうち使用する部分の 面積／当該建物の面積)
土地及び建物以外 の財産（以下「その 他財産」という。）	1月	当該その他財産の価格×(5／1000) × (当該その他財産のうち使用する数量 ／当該その他財産の数量)

2 公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用する場合

使用の種類	単位		使用料の額（円）
	数量	期間	
第1種電柱	1本	1年	2,540
第2種電柱	1本	1年	3,900
第3種電柱	1本	1年	5,260

第1種電話柱	1本	1年	2, 270
第2種電話柱	1本	1年	3, 630
第3種電話柱	1本	1年	4, 990
その他の柱類	1本	1年	230
共架電線その他上空に設ける線類	1m	1年	23
地下電線その他地下に設ける線類	1m	1年	14
地上に設ける変圧器	1個	1年	2, 220
地下に設ける変圧器	1m ²	1年	1, 360
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個	1年	4, 530
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が0.07m未満のもの	1m	96
	外径が0.07m以上0.1m未満のもの	1m	140
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの	1m	210
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの	1m	280
	外径が0.2m以上0.3m未満のもの	1m	410
	外径が0.3m以上0.4m未満のもの	1m	550
	外径が0.4m以上0.7m未満のもの	1m	960

もの				
外径が0.7m以上1.0m未満のもの	1m	1年		1,360
外径が1.0m以上のもの	1m	1年		2,720
地下構造物	1m ²	1年		1,740
郵便差出箱	1個	1年		1,910
工事用板囲、足場、詰所及び工事用材料置場	地上を占用するもの	1m ²	1月	580
	上空を占用するもの	1m ²	1月	290
はり札及びはり紙、看板並びに	一時的に設けるもの	1m ²	1月	580
標識	その他のもの	1m ²	1年	5,790
その他のもの	1m ²	1年	当該土地の価格×(2.5/1000)×(当該土地のうち使用する部分の面積/当該土地の面積)	

3 第9条第1項各号に掲げる行為をする場合

使用の種類	単位		使用料の額(円)
	数量	期間	
行商、募金その他これらに類する行為	1m ²	1日	800
業として写真又は映画を撮影する行為	1か所	1時間	2,000
興行を行う行為	1m ²	1日	54

競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために独占して都市公園を利用する行為	1か所	1日	2,000
夜間照明設備を使用する行為	一	30分	500

備考

- 1 土地、建物、敷地及びその他財産の価格は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める価格によるものとする。
 - (1) 買入れ、建築、収用等有償により取得したもの 当該有償により取得した価格
 - (2) 前号に掲げるもの以外のもの及び前号の価格によることが適当でないと認められるもの 適正な時価により市長が評定した価格
- 2 公園施設を設け、又は管理する者を公募により決定した場合の使用料の額は、当該公園施設を設け、又は管理する者として決定した者が応募した額（その額がこの表に定める額を下回る場合にあっては、この表に定める額）とする。
- 3 単位の計算については、30分を単位とするものにあっては30分に満たない端数は30分、1時間を単位とするものにあっては1時間に満たない端数は1時間、1日を単位とするものにあっては1日に満たない端数は1日、1月を単位とするものにあっては1月に満たない端数は1月、1年を単位とするものにあっては1年に満たない端数は1年、1m²を単位とするものにあっては1m²に満たない端数は1m²、1mを単位とするものにあっては1mに満たない端数は1mとして行うものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の別表の規定は、施行日以後の占用に係る使用料について適用する。ただし、施行日以後の占用に係る使用料であっても、施行日前に納入通知書を発したものについては、なお従前の例による。
- 3 施行日から令和10年3月31日までの間、次の表（以下「附則別表」という。）の使

用の種類の欄に掲げる物件を設けて都市公園を占用する場合の使用料の額は、改正後の別表の規定にかかわらず、それぞれ附則別表の期間の区分に対応する額とする。

使用の種類	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 31 日ま で (円)	令和 9 年 4 月 1 日から 令和 10 年 3 月 31 日 まで (円)	
第 1 種電柱	2, 120	2, 330	
第 2 種電柱	3, 240	3, 570	
第 3 種電柱	4, 420	4, 840	
第 1 種電話柱	1, 890	2, 080	
第 2 種電話柱	3, 080	3, 360	
第 3 種電話柱	4, 200	4, 600	
その他の柱類	170	200	
地下電線その他地下に設ける線類	12	13	
地上に設ける変圧器	1, 610	1, 920	
地下に設ける変圧器	1, 040	1, 200	
変圧塔その他これに類するもの及び 公衆電話所	3, 250	3, 890	
水道管、下水道管、 ガス管その他これ らに類するもの	外径が 0. 07 m 以上 0. 1 m 未満 のもの 外径が 0. 1 m以 上 0. 15 m 未満 のもの 外径が 0. 15 m 以上 0. 2 m 未満 のもの 外径が 0. 3 m以 上 0. 4 m 未満の	110 160 220 420	130 190 250 490

もの		
外径が0.7m以上1.0m未満のもの	1, 040	1, 200
外径が1.0m以上ものの	2, 110	2, 420
郵便差出箱	1, 370	1, 640
はり札及びはり紙、看板並びに標識	420	500
その他のもの	4, 640	5, 220

議案第92号

大東市地域広場条例の一部を改正する条例について

大東市地域広場条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年11月26日提出

大東市長 逢坂伸子

理由

工作物その他の物件を設けて地域広場を占用する場合の使用料の額を改定することに伴い、所要の改正を行うため。

大東市地域広場条例の一部を改正する条例（案）

令和　年　月　日
条　例　第　号

大東市地域広場条例（平成28年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第6条から第8条までの規定（見出しを含む。）中「占用料」を「使用料」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

使用の種類	単位		使用料の額 (円)
	数量	期間	
行商、募金、その他これらに類する行為をすること。	1 m ²	1日	800
業として写真又は映画を撮影すること。	1か所	1時間	2,000
興行を行うこと。	1 m ²	1日	54
催しのために地域広場の全部又は一部を独占して使用すること。	1か所	1日	2,000
第1種電柱を設けること。	1本	1年	2,540
第2種電柱を設けること。	1本	1年	3,900
第3種電柱を設けること。	1本	1年	5,260
第1種電話柱を設けること。	1本	1年	2,270
第2種電話柱を設けること。	1本	1年	3,630
第3種電話柱を設けること。	1本	1年	4,990
その他の柱類を設けること。	1本	1年	230
共架電線その他上空に設ける線類を設けること。	1m	1年	23
地下電線その他地下に設ける線類を設けること。	1m	1年	14
変圧器を設けること。	地上に設けるもの	1個	2,220
	地下に設けるもの	1 m ²	1,360
変圧塔その他これに類するもの又は公衆電話所を	1個	1年	4,530

設けること。 水道管、下水道管、ガス管 その他これらに類するも のを設けること。	外径が0.07m未満の もの	1m	1年	96
	外径が0.07m以上 0.1m未満のもの	1m	1年	140
	外径が0.1m以上0. 15m未満のもの	1m	1年	210
	外径が0.15m以上 0.2m未満のもの	1m	1年	280
	外径が0.2m以上0. 3m未満のもの	1m	1年	410
	外径が0.3m以上0. 4m未満のもの	1m	1年	550
	外径が0.4m以上0. 7m未満のもの	1m	1年	960
	外径が0.7m以上1. 0m未満のもの	1m	1年	1,360
	外径が1.0m以上のも の	1m	1年	2,720
地下構造物を設けること。	1m ²	1年	1,740	
郵便差出箱を設けること。	1個	1年	1,910	
工事用板囲、足場、詰所そ の他工事用材料置場を設 けること。	地上を占用するもの	1m ²	1月	580
	上空を占用するもの	1m ²	1月	290
はり札若しくははり紙を し、看板を設け、又は標識 を設けること。	一時的に設けるもの	1m ²	1月	580
	その他のもの	1m ²	1年	5,790

備考 単位の計算については、1時間を単位とするものにあっては1時間に満たない端数は1時間、1日を単位とするものにあっては1日に満たない端数は1日、1月を単

位とするものにあっては1月に満たない端数は1月、1年を単位とするものにあっては1年に満たない端数は1年、1m²を単位とするものにあっては1m²に満たない端数は1m²、1mを単位とするものにあっては1mに満たない端数は1mとする。

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 改正後の別表の規定は、施行日以後の占用に係る使用料から適用する。ただし、施行日以後の占用に係る使用料であっても、施行日前に納入通知書を発したものについては、なお従前の例による。
- 施行日から令和10年3月31日までの間、次の表（以下「附則別表」という。）の使用の種類の欄に掲げる物件を設けて地域広場を占用する場合の使用料の額は、改正後の別表の規定にかかわらず、それぞれ附則別表の期間の区分に対応する額とする。

使用の種類	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで (円)	令和9年4月1日から 令和10年3月31日まで (円)
第1種電柱を設けること。	2, 120	2, 330
第2種電柱を設けること。	3, 240	3, 570
第3種電柱を設けること。	4, 420	4, 840
第1種電話柱を設けること。	1, 890	2, 080
第2種電話柱を設けること。	3, 080	3, 360
第3種電話柱を設けること。	4, 200	4, 600
その他の柱類を設けること。	170	200
地下電線その他地下に設ける線類を設けること。	12	13
変圧器を設けること。	地上に設けるもの	1, 610
	地下に設けるもの	1, 040
		1, 200

変圧塔その他これに類するもの又は 公衆電話所を設けること。		3, 250	3, 890
水道管、下水道管、 ガス管その他これ らに類するものを 設けること。	外径が0. 07m 以上0. 1m未満 のもの	110	130
	外径が0. 1m以 上0. 15m未満 のもの	160	190
	外径が0. 15m 以上0. 2m未満 のもの	220	250
	外径が0. 3m以 上0. 4m未満の もの	420	490
	外径が0. 7m以 上1. 0m未満の もの	1, 040	1, 200
	外径が1. 0m以 上のもの	2, 110	2, 420
郵便差出箱を設けること。		1, 370	1, 640
はり札若しくはは り紙をし、看板を 設け、又は標識を 設けること。	一時的に設けるも の	420	500
	その他のもの	4, 640	5, 220

議案第93号

大東市準用河川の占用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例について

大東市準用河川の占用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年11月26日提出

大東市長 逢坂伸子

理由

準用河川に係る土地の占用料の額の一部について、大東市道路占用料徴収条例（昭和33年条例第2号）の規定に準じて算出することとするに当たり、所要の改正を行うため。

大東市準用河川の占用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例（案）

令和　年　月　日
条　例　第　号

大東市準用河川の占用料の徴収に関する条例（平成14年条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

占用の区分	単位	占用料の額（円）	
		（年額）	
橋梁、桟橋、上屋その他これらに類するもの	1 m ²		1, 120
工作物（舗装を含む。）の設置を伴わない物 揚場等	1 m ²		220
その他の土地の占用	—	大東市道路占用料徴収条例（昭和33年条例第2号）第2条の規定に準じて算出した額	
流水の占用	毎秒 1 m ³		340, 000

備考

- 1 占用面積若しくは占用物件の面積が1 m²未満であるとき、又はこれらの面積に1 m²未満の端数があるときは、1 m²として計算するものとする。
- 2 占用の期間が、1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割をもって計算し、1か月未満の端数があるときは1か月として計算するものとする。
- 3 占用の区分が、別表のいずれにも該当しない場合は、当該占用の区分の最も類似するものに区分されるものとみなし、占用料を算出するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の別表の規定は、令和8年4月1日以後の占用に係る占用料から適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

議案第94号

大東市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例について

大東市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年11月26日提出

大東市長 逢坂伸子

理由

図書館の設置、管理及び廃止に関する事務について、市長が管理し、及び執行するため。

大東市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

大東市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（令和2年条例第41号）の一部を次のように改正する。

本則第1号中才をカとし、エをオとし、ウの次に次のように加える。

エ 大東市立図書館条例（平成17年条例第15号）に規定する大東市立中央図書館、
大東市立西部図書館及び大東市立東部図書館

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に効力を有する教育委員会により行われた処分その他の行為又はこの条例の施行の日前に教育委員会に対して行われた手続その他の行為で、改正後の大東市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の規定に基づき市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後において、市長により行われた処分その他の行為又は市長に対して行われた手續その他の行為とみなす。

（大東市立図書館条例の一部改正）

3 大東市立図書館条例（平成17年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第5条中「大東市教育委員会（以下「委員会」という。）」を「市長」に改める。

第6条から第9条までの規定中「委員会」を「市長」に改める。

第10条第1項及び第2項中「委員会」を「市長」に改め、同条第4項中「委員会の」を「市長が別に」に改め、同条第5項中「委員会」を「市長」に改める。

第12条中「委員会が別に」を「規則で」に改める。

印刷物番号
7-54